

平成 28 年第 10 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 28 年 10 月 25 日 滝上町役場委員会室							
開閉会の日時及 び宣告	開会 平成 28 年 10 月 25 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 28 年 10 月 25 日 午後 10 時 20 分 議長 舟根 功							
出欠の状況	議席 番号	氏 名		出・欠 の 別	議席 番号	氏 名		出・欠 の 別
	1	村田 牧子		出席	8	林 花美		出席
	2	張間 真之		出席	9	平石 茂		欠席
	3	井上 秀幸		出席	10	日野 茂		出席
	4	池田 政隆		出席	11	片岡 照光		出席
	5	千葉 弘輝		出席	12	大西 義造		出席
	6	渡邊 誠一		欠席	13	舟根 功		出席
	7	瀬川 博		欠席				
会議録署名委員	日野 茂			片岡 照光				
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也		係長	河本 佳尚		書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 農地所有適格法人事業報告について 議案第 2 号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第 3 号 農地所有適格法人事業報告について（議事参与制限） 議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定 及び農用地利用配分計画案について（議事参与制限） 議案第 5 号 農用法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 7 号 あっせんの申し出について							
会議の経過	別紙のとおり							

議長 在任委員13名、出席委員10名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第10回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第10条の規定により10番日野委員、11番片岡委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向

10月13日(木)に元町の湊谷公園パークゴルフ場において、第14回農業者年金協議会パークゴルフ大会を開催し、私を含め11名の参加をいただきました。

結果は〇〇〇〇さんが優勝いたしました。

日程第3. 報告第2号. 農地法第18条第6項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第18条第6項による合意解約の通知であります。

貸主、〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇さんで、今回両者間の合意により解約するものであります。

本件は本年4月28日開催の総会で賃貸借の更新を行っていましたが、その後〇〇〇〇さんが売りたいと強い意向を示しましたので、その意向に沿い合意解約するものであります。

場所については、56ページに図面をつけておりますのでご確認ください。

なお、本件は農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、農地法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

議長 ただいま報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第4. 議案第1号農地所有適格法人事業報告について議題

といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人から農業委員会への事業等の報告であります。

例年この報告は6月ころに総会で審議しておりましたが、農地法の改正がありまして、法人の要件等の見直しがありました。

これに伴い報告様式も変更になりましたが、改訂がなかなか行われずこの時期までずれ込みました。

変更点について簡単に報告します。

お手元にあるA4カラーのダイジェスト版ですが、左が改正前、右が改正後ということになります。

まず1番の呼称ですが、従前は「農業生産法人」と規定されていましたが、これが「農地所有適格法人」と呼称が変更になっております。

2番の法人形態については変更になっておりません。

すなわち、農業生産法人の会社形態については、株式会社これは(旧有限会社を含む)となりますが、それから持分会社これは具体的にいいますと合資合名合同会社の3種類となります。それに加えて農事組合法人というのが法人形態として認められたということでこれは変更ございません。

3番の事業要件であります。売上高の過半が農業という縛りはありますが、これについても変更ありません。

4番の構成員・議決権要件が変更になっております。

これまでは農業関係者、ここに記載してある人をいいますが、この人方が総議決権の4分の3以上有していなければダメ、したがって農業関係者以外の構成員については、総議決権の4分の1以下になっていなければならないという縛りがありました。

更に、法人と経営目的取引関係を有する関連事業者等に限定されておりまして、取引を有しない法人については構成員になることができないという厳しい縛りがありました。

今回これが改正されております。

まず、農業関係者の総議決権が今度は2分の1を超えていけばいいということになります。

従って、農業関係者以外の構成員については、総議決権の2分

の1未満までは認めるということであります。

そして、関連事業者等というところが撤廃されました。

5番の役員要件ですが、従前は役員の過半が農業の常時従事者、原則150日以上従事している人、更にその常時従事者である役員の過半が農作業に従事してなければならない。

原則年間60日以上ということでありまして、この内一つ目の○のところは変更になっていませんが、二つ目の○のところは、役員の過半というところが、役員又は重要な使用人の内一人以上が農作業に従事していればよいという事になりました。

改正の方向性としては、新しく呼び名がついた適格法人へ一般企業の関与がしやすくなった構成員・役員の立場で参入しやすくなった状況になっております。

以上変更点について簡単にご説明いたしました。

本議案については、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の6法人からの報告書となっております。事務局の方で事前に要件の可否についてチェックを行っておりますので、それについて説明いたします。

説明資料1ページをご覧ください。

本議案は6法人ありますが、1番最初の〇〇〇〇を例としてチェックの内容について説明いたしますが、他について説明は省略させていただきます。

農地所有適格法人要件確認チェックシート（株式会社用）に基づきチェックしまして、最終的に要件オッケーだよということになれば、適格法人の要件を満たしているということになります。

まず、1番法人の状況の1-1農地の利用状況であります。これは、農地を所有しているというのは、会社名義の農地があるということでありまして。更に農地を借りているというのは、〇〇〇〇さんから会社に対して農地を賃貸借しているとなっておりますので、1と2にチェックが付きます。

ここにチェックが付いた場合は、1-2にいけます。

1-2許可等の状況であります。ここは3条の許可及び利用集積計画により手続きを行っているかということですが、ここは利用集積計画により賃貸借を行っていますので、1番にチェックが付きます。1-3に行きます。

1-3営農の状況ですが、これは1の「営農している」にチェックが付きます。

次は携帯用権ですが、2-1 株式会社の定款の確認ですが、〇〇〇〇は定款に下記①の記載があるにチェックが付いています。一般の企業みたいに自由に株式を売買してはいけないということが定款で謳われているかということのチェックであります。

ここについては1 番定款に記載されているというところに該当します。

3 事業要件です。3-1 法人が行う事業内容の確認というところで、これは1「農業以外の事業を行っていない」に該当いたします。

4 構成員要件

4-1 出資者の確認①であります。3名おります。

それぞれ出資しておりますので、出資の欄の有りにチェックが付きまして4-2に行きます。

4-2 出資者の確認②ですが、3名の出資者が構成員要件のどれに該当するかということですが、次ページになりますが、構成員要件1~9までのどれに該当するかをチェックすることになります。

これは、人によっては例えば1と2に該当する場合がありますが、その場合には1番から順に見ていき、最初に該当した項目についての数字を入れる。以降該当する項目があってもその部分は標記しないとなっております。

〇〇〇〇さんは①「農地を提供する個人」に該当し、〇〇〇〇さんは②の「労働を提供する個人」ということで原則150日以上農業に従事しているということで、〇〇〇〇さんは、上記いずれにも該当しないということで、確認しましたら、高齢で農作業等おこなっていないということですので、⑨「いずれにも該当しない」ということになります。

続きまして4-3、出資者の確認というところですが、ここでは①の要件を満たす出資者は〇〇〇〇さんで議決権40口、①の要件を満たす出資者は〇〇〇〇さんで議決権10口、9の①から⑧のいずれにも該当しない出資者がお母さんですが、議決権10口それぞれトータル60口で4-4へ行きます。

ここでは出資者の確認④で議決権が $a > b$ になっているということですが、 a は50口、 b は10口ということで、ここに該当するというので、チェックを付けまして5-1へ行きます。

5-1 役員（取締役）の確認①ですが、役員は当該法人については〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの二人。

出資の有無は、両名とも出資をしているということです。

農業に常時従事の有無ということで、年間 150 日以上に二人ともチェックが付いております。

最後に①と②の両方に該当する役員には二人とも該当するのでここにチェックが入り 5-2 に行きます。

5-2 役員（取締役）の確認②ですが、5-1 の③に該当する人数ですが、これは二人ということで、5-3 に行きます。

5-3 役員の確認③は 1 番 5-2 において①>②となっているかということですが、②に該当する人がだれもいなくて、①の人が 2 名いますので、①が多いということで、1 番にチェックが入り、6-1 に行きます。

6-1 の農作業に従事する者（年間 60 日以上）①ということですが、これは二人とも従事日数 360 日、役職名はそれぞれ代表取締役と取締役ということで二人とも①と②の両方を満たす者として 6-2 に行きます。

6-2 の農作業に従事する者（年間 60 日以上）②ですが、6-1 において③を満たす者が 1 人以上いつというところで、ここは 2 人いますのでチェックがついて 6-3 に行きます。

6-3 は農地所有適格法人の判定ということで、1~6 までの間で不可となった項目はないと、〇〇〇〇さんはなっております。判定としては、農地保有適格法人として問題ありませんという判定になりました。

以降、本議案に係る 6 法人については同様に事務局でチェックし表を作成しております。

1 法人だけ要件的にまずいと思われることがでてきましたので、これについて説明させていただきます。

資料の 6 ページの〇〇〇〇ですが、1-2 許可等の状況で、2 番の農地法第 3 条の許可を受けていない。（ヤミ小作）にチェックが付いていますが、これはどういうことかといいますと、〇〇〇〇さんが所有している農地を〇〇〇〇が使用しておりますが、実際両者間で使用貸借なり賃貸借の手続きが行われていない状況にあります。

したがってこの部分では現時点で不備が見受けられますので今後速やかに〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで農地を使用貸借ないし賃貸借の正規の手続きをしていただくよう農業委員会としてお話しをしていきたいと考えております。

これにつきましては、できれば来月の総会までに整理したいと考えております。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。

日野委員 今回はこれは認めるということか

事務局長 そうです。来月、使用貸借とかの形で整理するという前提で
ご判断いただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

日野委員 はい

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第5．議案第2号．農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、井上委員に関する案件ですので議事に参与できませんので、退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件も農地所有適格法人の事業報告で、〇〇〇〇から提出があったものです。資料31ページのチェックシートにおいて、先ほど説明したとおり同様のチェックをいたしまして、当該法人については農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

議 長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第6．議案第3号．農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、張間委員に関する案件ですので議事に参与できませんので、退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件も農地所有適格法人の事業報告で、〇〇〇〇から提出があったものです。資料36ページのチェックシートにより事務局にお

いて確認を行っておりますが、当該法人についても農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

議 長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告を了承することといたします。

日程第7. 議案第4号. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画案の作成について議題といたします。なお、この件は大西委員に関する案件ですので、議事に参与することはできませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(係長説明)

係 長 本件は中間管理事業の実施にあたり、農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画案の作成について審議していただくものであります。

配分計画案につきましては、本総会で審議後、公社に送付し、知事の認可を経て賃借が成立することになります。

場所につきましては40ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件について農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画案を北海道農業公社に提出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

議案第4号については、原案どおり決定することといたします。

日程第8. 議案第5号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請であります。
10月5日付けで貸主、〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇さんで
親子間による使用貸借の許可申請であります。
場所は、48ページの図面のとおりであります。

議長 暫時休憩いたします。

議長 休憩を解き会議に戻します。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この件は親子間の使用貸借であり、現地確認は省略いたします。

では、この件につき意見を求めます。大西委員

大西委員 願い出どおり許可してよろしいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しま
した。

日程第9. 議案第6号. 農用地利用集積計画の決定について議
題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、賃貸借期間満了に伴う農用地利用集積計画の更新
であります。場所については、51ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は計画案が適当であると認めることに決定しました。

議長 暫時休憩いたします。

議 長 休憩を解き会議に戻します。

日程第 10. 議案第 7 号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、あっせんの申し出であります。

その 1 は 10 月 6 日付けで〇〇〇〇さんから農地を貸したい旨の申し出がありました。

場所は、54 ページの図面のとおり幸町北線の自宅周辺の土地ですが、父親の死亡により相続を受けた農地で、本人は農業を営んでいないため、今回あっせんに出すものであります。

その 2 は 10 月 12 日付けで〇〇〇〇さんから先ほど合意解約の報告をした農地を売りたい旨の申し出であります。

場所は、56 ページの図面のとおりとなっております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件について、あっせんすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件はあっせんすることに決定しました。

次に、あっせん委員の指名を行います。

その 1 のあっせん委員に 2 番 張間委員、8 番 林委員、9 番 平石委員を指名いたします。

その 2 のあっせん委員に 1 番 村田委員、3 番 井上委員、10 番 日野委員を指名いたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第 10 回農業委員会総会を終了いたします。